

## びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部研究費補助金不正使用防止委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部外部研究費補助金取扱規程第14条に定める外部研究費補助金不正使用防止委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、外部研究費補助金（以下「研究費」という。）に関する不正使用の発生を防止するため、不正発生要因を把握し、これに対応する具体的な不正防止計画を策定し、推進していくことにより、研究費の適正な運営・管理を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、研究費に係る次の事項を行う。

- (1) 不正使用の発生要因の把握及び不正防止計画に関すること
- (2) 不正防止計画の策定及び推進に関すること
- (3) 適切な監査体制の構築に関すること
- (4) 内部監査・モニタリングに関すること
- (5) 行動規範の策定に関すること
- (6) 行動規範について周知を図るための方策に関すること
- (7) その他不正使用の防止に関すること

(構成)

第4条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 大学学部教員のうち学長が指名する者1名
- (2) 短期大学部教員のうち学長が指名する者1名
- (3) 大学学部教員のうち学部長が指名する者1名
- (4) 短期大学部教員のうち学科長が指名する者1名
- (5) 事務職員のうち事務局長が指名する者1名
- (6) その他、学長が必要と認めた者若干名

2 委員は学長が任命する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を行う。

(事務)

第6条 委員会の事務は、地域・産学連携研究支援課が行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴き、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和4年5月25日から施行し、令和3年4月1日に遡及して適用する。

附則

- 1 この規程は、平成 28 年 2 月 20 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 びわこ学院大学 外部研究費補助金不正使用防止委員会規程およびびわこ学院大学短期大学部 外部研究費補助金不正使用防止委員会規程は、平成 27 年 4 月 1 日を以って廃止する。

附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。